

11月は「ねんきん月間です」～11月30日は『年金の日』～

日本年金機構は、年金制度に対する理解を深めていただくため、11月を「ねんきん月間」としています。また、厚生労働省では今年から11月30日を「年金の日」として、「ねんきんネット」などを利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけていきます。

◆老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、国の運営により給付に必要な費用の2分の1を国が負担していて、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

国民年金保険料の納め忘れがありますと、年金が受けられなかったり、少なくなることもありますので、後悔することのないよう、国民年金への加入届けを出して、保険料もきちんと納めましょう。

◆国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料申請免除制度…自営業・農林業・無職の方で、本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に全額または一部免除（3/4、2/4、1/4）となります。

②若年者納付猶予制度…30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度…学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に在学中の保険料の納付が猶予されます。

◆20歳になったらすべての人が加入します 国民年金の加入者は次の3つに分けられます。

種別	加入者	加入の届け出	保険料の納付
第1号被保険者	自営業・農林業・学生・無職の方など	ご自身で市役所の国民年金担当窓口へ届け出	ご自身で納付月額15,250円(平成26年度)
第2号被保険者	会社員・公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	勤務先が届け出	給料などから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が届け出	なし(配偶者の加入している年金制度が負担)

◆暮らしをサポート3つの基礎年金

	対象	年金額 (平成25年度)
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある方が65歳から受けられます。	772,800円(満額) ※保険料を40年間納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中に初診のある病気やけがで国民年金法の1・2級の障がいがある間、支給されます。	1級966,000円 2級772,800円
遺族基礎年金	国民年金加入中や老齢基礎年金を受けているか受けられる方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。(子とは18歳到達年度末までの子または20歳未満の障がいのある子をいいます。)	772,800円+子の加算 (222,400円)

※国民年金は賃金や物価の変動や、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額の見直しが行われます

※障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日または死亡された日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料納付済期間と保険料免除期間の合算期間があること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(保険料納付要件)が必要です

◆平成27年9月30日まで国民年金保険料の「後納制度」が利用できます

国民年金保険料を納めることができる期間が、平成27年9月30日まで過去2年間から過去10年に延長されています。この制度の利用をお考えの方は早めにお申込みください。

※既に老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格のお持ちの方は、ご利用できませんのでご注意ください

■問合せ＝佐野総合窓口課☎(20)3019・田沼総合窓口課☎(61)1124・葛生総合窓口課☎(86)4713

注
目
健康福祉
募集
催し物
お知らせ
講座
施設
暮らし
話題



佐野ブランド認証品・世界に誇る佐野ブランド企業・佐野ブランド市民モニターを募集します

市では、特産品や伝統工芸品、自然、歴史、文化などの地域資源を「佐野ブランド」として認証することにより、ブランド品の価値の向上とそれに伴う市のイメージアップと認知度向上を目指した事業を進めています。

第5回佐野ブランド認証を行うにあたり、佐野ブランド認証品および世界に誇る佐野ブランド企業を募集します。また、ブランド認証制度の一環として「市民」の方から、ボランティアとして佐野ブランド認証品の審査などにご協力いただける方を募集します。



ブランドネーム
「とどけます 佐野ごころ」

●佐野ブランド認証品・世界に誇る佐野ブランド企業の募集

【佐野ブランド認証品】

▶対象＝

- ①伝統工芸・特産品…市内の事業所が自ら企画し、生産、販売する商品、製品、サービス
- ②自然・風土、歴史・文化、観光…市内にある自然、歴史的遺産、歴史的人物、文化的施設、文化的行事・祭事、芸術・芸能、スポーツ、観光資源

▶審査基準＝①佐野らしさ、②市場性、③話題性、④優位性、⑤将来性等の基準により審査

※「認証品部門」と「ブランド企業部門」の両方に応募することはできません

▶認証期間＝平成27年4月～平成29年3月までの2年間

▶認証品の取り扱い＝認定証、認定シール、のぼり旗を交付します。また、佐野ブランドのパンフレット作成や市ホームページなどでのPR、ブランドフェアの開催、市内外へのイベント出展などを行います

▶推薦方法＝自薦・他薦 ▶応募数＝1事業者・おひとりにつき1点

【世界に誇る佐野ブランド企業】

▶対象＝本社、支社、工場の全部もしくは一部が佐野市に住所を有する企業で、技術力や品質管理、国内シェアなどで特筆すべき実績を有する企業

▶審査基準＝①佐野らしさ、②市場性、③話題性、④優位性、⑤将来性等の基準により審査

●佐野ブランド市民モニターの募集

佐野ブランド認証品候補について、審査やモニタリングを行っていただく方を募集します。

※認証品・ブランド企業応募事業所の関係者はご遠慮ください

▶任命期間＝平成26年12月～平成27年11月まで ▶対象＝市内にお住まいの高校生以上の方

▶定員＝20人程度

【佐野ブランド認証品・佐野ブランド市民モニターの応募方法】

11月28日(金)(郵送の場合は消印有効)までに、都市ブランド推進室に設置している所定の応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項をご記入のうえ、都市ブランド推進室へ直接お持ちいただくか、郵送、ファックス、または電子メールでお申し込みください。

■申込・問合せ 都市ブランド推進室

〒327-0022 佐野市高砂町2790 野口ビル1階

☎(20)3047・FAX(21)5011・toshibrand@city.sano.lg.jp

